

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成27年4月12日施行の新潟県議会議員一般選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く）を次の様式により調製し、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

| | |
|--------------|---|
| <p>候補者氏名</p> | <p>平成二十七年四月十二日執行 新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> |
| | <p>印</p> |